

## ⑤ 事業承継(死亡)特例

以下に該当する場合、この特例を適用できます

売上要件の事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者が事業承継（事業を行っていた者が死亡した場合も含む）を受けた場合

事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合、売上要件の対象月の事業収入が、売上要件の**基準月の事業承継前の各人の事業収入を合算したものと比べて20%以上減少**している場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

### 追加の提出書類

#### ① 個人事業者の開業・廃業等届出書の写し

※売上要件の基準月と対象月の間に事業の引継ぎが行われたことが明記されていること

#### ② 事業承継前の売上要件の基準月を含む前任者及び後継者の確定申告書第一表の写し

※後継者が事業承継前に確定申告をしていない等の理由により、確定申告書の写しを提出できない場合は、提出不要です。ただし、事業収入の合算はできません。

【例】2020年にA氏からB氏に事業を承継した場合

(万円)

A	2018年		2019年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	10	30	30	30	90	70

基準月

2020年にA氏からB氏へ事業承継

B	2018年		2019年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	30	50	40	30	90	70

基準月

(万円)

2021年			2022年			
11月	12月	1月	2月	3月	4月	
40	70	50	60	60	70	

対象月

基準月の売上(2019年1月)

$$300,000\text{円} \quad + \quad 400,000\text{円} \quad = \quad 700,000\text{円}$$

(A氏の売上)                      (B氏の売上)

対象月の売上(2022年1月)

500,000円

20%以上減少しているため給付対象となります

# ⑤ 事業承継(死亡)特例

## ■ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

以下の要件が満たされていること。

- ① 「届出の区分」欄において「**開業**」が**選択**されていて、事業承継した者の住所及び氏名(前事業者)から、事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。
- ② **開業日が、事業収入を比較する2つの月の間にある**こと。
- ③ **收受日付印が押印 (e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字) されている**こと。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「**受信通知 (メール詳細)**」を添付すること。

※ 個人番号を黒塗り  
または目隠したものであること

※ 收受印が押印されていること

※ 「届出の区分」欄において、「**開業**」が**選択**されていること

※ 事業承継した者(前事業者)の個人確定申告書に記載の住所・氏名から、事業の引継ぎが行われていることが明記されていること

※ 「開業・廃業等日」欄において、**開業日が、事業収入を比較する2つの月の間にある**こと

個人事業の開業・廃業等届出書

納税地: 住所・居所・事業所等 (該当するものをすべて用いください。)

事務所: 上記以外の住所・事業所等 (納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。)

氏名: 大正 昭和 平成 令和

個人番号: [黒塗り]

届出の区分: 開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。)

事業所等: 開業・廃業等日: 開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日

開業・廃業等日: 開業・廃業等日: 開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日

開業・廃業等日: 開業・廃業等日: 開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日